

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月10日

1. 執行機関の別	2:教育委員会 ▼
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	大和高田市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	小・中学校に通う児童・生徒
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月10日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	▼

執行機関名 大和高田市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める各例の名称及び⑧①		大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の17の項

<p>④ 趣旨又は目的の該当部分</p>		<p>就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第一条</p>	<p>大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年10月4日教育委員会告示第23号) 第1条</p>
<p>⑥ 事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な<u>児童生徒及び就学予定者の保護者</u>に対し、必要な援助を与えることにより<u>義務教育の円滑な実施</u>に資するため、市が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦ 独自利用事務の関連規範</p>		<p>大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年10月4日教育委員会告示第23号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年10月4日教育委員会告示第23号)第6条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大和高田市就学援助費事務取扱要綱第6条第1項の規定による就学援助費の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号イ	大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年10月4日教育委員会告示第23号)第3条第1項(1)
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ロ	大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年10月4日教育委員会告示第23号)第3条第1項(2)ア
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ハ	大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年10月4日教育委員会告示第23号)第3条第1項(1)及び(2)ア
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--